

平成29年 第3回喬木村議会定例会一般質問

平成29年9月19日 午前9時00分開議

会場：喬木村役場 議場

順序	氏名	質問事項
1	後藤 章人	○市瀬村長、一期目の検証、統括と二期目への思い。 ○観光スポットのガイド養成について
2	後藤 澄壽	○ITを活用して、企業と契約して行う「テレワーク」について ○タクシー利用券について
3	下平 貢	○木質バイオマス発電所計画について
4	木下 温司	○空き家の活用と農業振興について ○森林税の活用について
5	小池 豊	○ICT活用の取り組みの状況と今後の対応は ○第5次総合計画の評価と今後の取り組みについて
6	東原 靖雄	○山間地の人里に目撃される月のわくまの対策について ○都市と地方を融合させるダーチャ（菜園付き別荘）の取り込みはどのような受け入れか
7	中森 高茂	○ふるさと納税返礼品に対する総務省通知の対応について ○各種証明書の電話予約による休日交付サービスの周知について ○福祉医療費の現物給付方式が平成30年8月から導入されることについて
8	櫻井 登	○通学路の点検及び安全対策について ○農地転用に伴う地目変更登記に関する農業委員会の確認範囲はどこまでか ○災害等、不測の事態発生の際の危機管理の想定や人口減少社会における土地所有者不明（所在不明も）に対応することは必要と思うがいかがか ○喬木村の知名度を高めるハーフマラソン大会のイベントはどうか提案します
9	福澤 真理子	○福祉医療費について ○介護保険、総合事業について
10	佐藤 文彦	○役場窓口対応について



通告No. 1
平成 29 年 8 月 23 日

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 後藤 章人

一 般 質 問 通 告

次の通り通告します。

質 問 事 項	質問の要旨	質問相手
1. 市瀬村長、一期目の検証、総括と二期目への思い。	① 市瀬村政、一期目が終盤を迎えております。就任以来、福祉、産業振興、教育、村民の安心安全などをはじめとし、様々な分野で業績を残して来られました。しかし、まだやり残した事・課題としている事等ありましたらそれらを含め4年間をどのように思っておられるかお聞きします。 ② 「二期目」に対し、村長はどのように考えておられるかお聞きします。	村長
2. 観光スポットのガイド養成について	① 三遠南信道開通、リニア新幹線開通後村内を訪れるであろう観光客に村内に幾つかある観光スポットの案内を専門的知識を持ったガイドさんにしてもらうシステムを作ったらどうか。村内には椋鳩十記念図書館それに関連した場所、歴史民俗資料館と知久氏に関連した場所、阿島傘とその関連施設など数えていけば幾つもある観光スポットがあると思います。それぞれのスポットに関し専門的知識を持つガイドさんを養成したらいかがでしょうか。三遠南信道・リニア開通時にはそのような体制が整うよう今から準備をしたらどうか。	村長

予め議長に通告内容を提示し、許可を得て期日までに正本を提出してください。

通告No. 2

平成 29年 8月 23日

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 後藤澄壽

一 般 質 問 通 告

次の通り通告します。

質 問 事 項	質問の要旨	質問相手
I Tを活用して、企業と契約して行う「テレワーク」について	(1) I Tを活用して、企業と契約して行う「テレワーク」の導入・普及に対する飯田下伊那の自治体の取組はどのようになっているか。 (2) 喬木村では、この企業と契約して行う「テレワーク」の導入・普及の取組を始める考えはないか。	企画財政課長 村長
タクシー利用券について	(1) タクシー利用券の該当区分のG項に「その他村長が必要と認める者」とあるが、現在認められている具体的な事例はどんなものがあるか。また、この項目を適用希望者の申込み方法は。 (2) タクシー利用券の該当区分G項適用希望者については、実情を丁寧に聴取し、できる限り希望に添えるように対応してもらいたいと思うが、どうか。	保健福祉課長 村長

予め議長に通告内容を提示し、許可を得て期日までに正本を提出してください。



平成29年8月24日

喬木村議会議長

殿

喬木村議会議員 下平 貢

一 般 質 問 通 告

次の通り通告します。

質 問 事 項	質問の要旨	質問相手
木質バイオマス発電所計画について 1. 現在までの進捗状況について 2. 全国の木質バイオマス発電の状況とその影響について 3. 喬木村における影響について 4. 村の判断が必要な時がきているのでは。	<ol style="list-style-type: none">平成27年度に、改良区をはじめ地権者にも行われてきた伊久間原の木質バイオマス発電所の計画ですが、そこから2年余り経過するにあたり、今だその進展が見えてこないが、現在のところどのような状況にあるのか。バイオマス白書 2016 によると全国の発電所の稼働件数は130件超え、稼働要領は47万kWとなっている。これによると、発電するための燃料が木材であり、その源となるのが森林という地域や地球環境にとって重要な生態系の構成要素であることから経済的、社会的、環境的に適切な配慮が必要だと述べられている。先の、長野県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟の研修会において、林野庁中部森林局長の新島俊哉氏の講演の中では、乱立するバイオマス発電によって九州では原料不足が加速し、このまま進むと8か月で全森林が丸裸になることが浮き彫りとなってきたという。このような状況のもとで計画を進めていく責任は計り知れないものと考えるが、村はどのように考えるか。今回の計画における影響は単に発電のみに関わらず、賛否は別として、多くの経済効果を生むことは間違いないと考える。特に施設園芸に対する効果(通年栽培が可能)は期待できると考える。しかしながら、これに対する村の設備投資の額は、果たして費用対効果として釣り合うのかは、疑問である。加えて、施設園芸は決して発電所がなければできないというものでもない。また、環境への影響、特に騒音問題、インフラ整備の課題、計画実行後(20年後)の課題等、どうしても払拭できない、理解できていない課題が多い。これらの点村はどのように考えるか。以上の点を踏まえ、計画発表から2年が推移した現在、多くの憶測を呼び混乱を招きかねない。計画を進めるのか否か、村の判断が必要と考える。	村長



平成 29 年 8 月 29 日

喬木村議会議長 殿

喬木村議会議員 木下温司 印

一 般 質 問 通 告

次の通り通告します。

質 問 事 項	質問の要旨	質問相手
<p>1、空き家の活用と農業振興について</p> <p>1) 空き家の活用について</p> <p>2) 空き家の活用と農業振興について</p> <p>3) 組織の横断的な受け入れ態勢</p> <p>4) 就農者受け入れ態勢について</p>	<p>1、各自治体では空き家を活用し、移住体験住宅やシェアハウス、古民家を再生した美容室、食堂、ゲストハウス、ギャラリーなど地域の魅力発信に活用しています。現在村のホームページには、いくつかの空き家バンク登録物件が載っていますが、以前「空き家調査現地確認結果」が公表されましたが、その後の現状と活用実績についてお聞きします。</p> <p>2、農業従事者の担い手育成について、今年 1 月に農業委員会から出された「農地利用の適正化に関する意見書」の中で、新規就農者を確保していくために、支障となっている要因の一つに住宅が確保できないことが挙げられていますが、現在こうした要望に応えられる物件についてどの程度掌握されているか伺います。</p> <p>3、移住等に関する窓口は企画財政課、農業等に関する窓口は産業振興課、空き家等に関する窓口は建設課となっていますが、移住者の立場に立って受け入れに当たって各課を横断的に、打ち合わせ会議等されているのかお聞きします。</p> <p>4、農業委員会からの意見書の中に、新規就農者の支援体制強化のために、生産技術に対して豊富な知識と経験を持つ就農コーディネーター的な専門知識を持つ人材の配置が要望されていますが、対応について伺います。</p>	<p>村長 又は課長</p>
<p>2、森林税の活用について</p> <p>1) 森林税の適用範囲の拡大について</p> <p>2) 整備地域の調査について</p> <p>3) 税の有効活用について</p>	<p>1、現在県の森林税について 3 期目をどうするのか議論が続いていますが、2 期目までは認められていなかった竹林整備にも適用範囲を拡大できるよう関係機関への提言が必要と思いますが、お考えをお聞きします。</p> <p>2、南北に長い長野県、急峻な地形も多く、森林整備は防災と大きく関係してきます。九州豪雨に見られるように災害時の流木の流出は、2 次災害を起こす要因となります。樹木帯や地形等の調査について関係機関と連携し、GIS、ドローン等で、水系に隣接する里山の状況調査などに費用の拡大はできないのか、県の見解等、わかる範囲でお答えください。</p> <p>3、村としてこの 10 年間の森林税の在り方について検証し、今後の活用について関係機関へ提言していくことも大切と考えますがいかががお考えでしょうか。</p>	

質問事項及び要旨の番号は適宜追加ください。



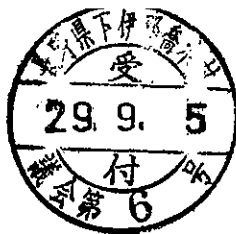
喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 小池 豊 印

一般質問通告

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
I.ICT活用の取り組みの状況と今後の対応は	<p>① ICT活用による教育が始まり2年が経過しました。全国的にも大きな期待の元スタートし、喬木村でも第一小学校と第二小学校との遠隔合同授業ができるとのことで、その成果が期待されました。2年を経過し、取り組みの状況、先生方の様子、授業の関わり等お聞かせください。</p> <p>② 子供達が想像より早く、この授業に慣れてくることに安心します。国の補助事業としては29年度で打ち切られるとの事ですが、28年で721万円、29年度で432万円が計上されています。国の補助打ち切り後の、村としての予算措置はどうお考えか。</p> <p>③ 将来的に他の参加校、都会等の学校との交流、英語教育の取り組みについて、又4年生からスタートした生徒たちが来春中学に入学しますが、期待される効果として、入学時のギャップ解消が上げられています。生徒達のふれあい、様子等どのようなかお聞きします。</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>
1. 第5次総合計画の評価と今後の取り組みについて	<p>① 第5次総合計画の一年目評価の発表がありました。31項目、236件の評価が26年度からの実数も把握して、しっかりとできており大変な作業であったと感銘しております。審査者、有識者を含めての取り組み、評価に対しての意見を聞く場も設けられましたが、村として全体の総括、対応、事業費の使われ方等の実績についてお聞きします。</p> <p>② 今後10年間の総合計画ですが、この間には村の様子、社会環境も大きく変化していくと思われませんが、途中での見直しをしていくのか。</p>	<p>担当課長</p> <p>村長</p>



平成 29 年 9 月 1 日

喬木村議会議長 下岡幸文 殿

喬木村議会議員 東原靖雄

一般質問通告書

次のとおり通告します

質問事項	質問の要旨	質問相手
1. 山間地の人里に目撃される月のわクマの対策について	<p>・ 山間地では有害鳥獣被害に常に悩まされています、昨年当りから人里に子クマが目撃され今年度は7月中旬より県道上飯田線、村道7号線の下氏乗、瀬戸地籍に目撃され又、大島地区ではブルーベリーが食べられる被害が出ています。</p> <p>又イノシシによる水田地にも進入されて今後の被害が増大されます。この様な被害は昔から有りその対策として平成21年ころ上久堅塚から豊丘塚までの16kmが防護柵を設置しその管理は村民全戸で行っています、その防護柵も倒木、イノシシによる抜け穴等で出入されましたが、その後の修理で比較的良くなり防護柵の外からでなく内側いるクマ、イノシシ、鹿等が人里に現れる状態です。</p> <p>1. 南信州地域振興局林務課に山間地へのクマの捕獲許可を要求出来ないでしょうか</p> <p>2. クマの出没の時期にはくりんネットたかぎで警告をしています、さらに周知するため文章の配布はどうか、また他に対策はないでしょうか</p>	村長
2. 都市と地方を融合させるダーチャ(菜園付き別荘)の取り込みはどのような受け入れか	<p>・ 都市へ一極集中されている現在、南信州広域連合では持続可能な地域づくりを目指すため都市の企業と市町村と手を結び互いの有益をつなげる「一村一企業ダーチャ運動事業」の構想があります。</p> <p>1. 喬木村としてはどのような受け入れをしますか</p> <p>2. 現在あるクラインガルテンとの結び付けはあるか、それとも別の場所での考えか</p>	



通告No. 7

平成29年 9月 7日

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議會議員

中森 高茂[Ⓔ]

一 般 質 問 通 告

次の通り通告します。

質 問 事 項	質問の要旨	質問相手
1. ふるさと納税返礼品に対する総務省通知への対応について。	<p>本年度4月1日の総務省通知を受け当村では、ノートパソコンとタブレット端末を6月末で返礼品から除外しました。村では返礼品競争が過熱している現状に一定の理解を示してそれに従いました。その対応は自治体により異なっている現状です。当村は企業が少ない中で、自主財源が歳入に占める割合が約40%であり、この返礼品は製造企業が直接配送していた事から、寄付金歳入の財源としては大変ありがたく受け止めていた所です。さらに企業の喬木村内工場勤務従業員の雇用の増加は按分割での法人村民税など含めて村税の税収増に繋がっていた事と推測されます。多くの企業を抱える事により財源の潤っている自治体と同じようなふるさと納税の対応ではなく、それぞれの自治体の財政及び状況に鑑み対応して頂けるような仕組みの構築を提案すべきと考えますが、村の今後の方針はいかが考えるか。</p> <p>また後藤章人議員の質問を受け8月から新たな返礼品として加わった「たかぎふるさと御達者弁当」や「お墓の掃除サービス」など注目されましたが、更なるアイデアが多く村民から提案されるような環境を整備して、他自治体にない新たな返礼品を開発して行かなくてはならないという考えを村と共に考えていきたい。</p>	村長

質問事項及び要旨の番号は適宜追加ください。

平成29年 9月 7日

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員

中森 高茂^印

一 般 質 問 通 告

次の通り通告します。

質 問 事 項	質問の要旨	質問相手
<p>2. 各種証明書の電話予約による休日交付サービスの周知について。</p>	<p>平日仕事の都合で休日や夜間に証明書をとれるように窓口業務の時間延長や休日窓口営業をとの声をありますが、各種証明書の電話予約による休日交付サービスについて周知不足があるのかと感じている所です。住民票の写し・印鑑登録の証明書・所得証明書は平日役場へ電話予約あるいはファクスにて予約が出来休日に取りに来られます。また一週間以内の午前8時30分から午後8時までと時間に幅があり、夜間・土日に窓口を開けるより村にかかるコストを減す事も出来、住民サービスも十分に果たしていると考えます。今までどのような周知の方法を取ってきたかと、今一度多くの住民に周知し利用頂きたいと考えますが、村ではどの様に考えますか。</p>	<p>村長</p>

質問事項及び要旨の番号は適宜追加ください。

平成29年 9月 7日

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員

中森 高茂^印

一 般 質 問 通 告

次の通り通告します。

質 問 事 項	質問の要旨	質問相手
<p>3. 福祉医療費の現物給付方式が平成30年8月から導入されることについて。</p>	<p>平成30年8月診療分から今までの自動給付方式から現物給付方式に変更されることに伴い、受給者負担金は1レセプト300円と決定されたが県補助金では1レセプト500円であるため、村で1レセプト200円の負担が生じますが、当初県の500円が妥当かと考えてきたので今回の変更の要因を社会文教委員長としてあえてお聞きしたい。</p>	<p>村長</p>

質問事項及び要旨の番号は適宜追加ください。



喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

通告No. 8

平成29年 9月 19日

喬木村議会議員 ... 櫻井 登

一般質問通告

次の通り通告します。

質問事項	質問の要旨	質問相手
1、通学路の点検及び安全対策について	<p>1、 児童・生徒の登下校に際し、通学路の通行の妨げとならないための安全確認は最も重要ですが、その点検実施は、いつ、どのように行われていますか。</p> <p>また、点検実施の、危険に関する判断基準は定められていますか。(通学路に関し、村道、県道、各別に)</p> <p>点検の結果、危険個所の修繕処置等対策は、どのように実施されますか。(通学路に関し、村道、県道、各別に)</p> <p>早急な対策が必要な場合、公衆用道路や暗渠水路が長野県(県道等)である場合、歩道として整備され供用されている通学路に隣接する土地が、大変危険な状態(石積み石積みの崩壊の恐れが非常に高い)であり、誰が見ても一目瞭然に判断できるとき、その隣接する当該土地の所有者が個人の場合、村はどのような対応がされるのですか。お尋ねします。</p> <p>「村道新設改良及び維持管理規定」には該当しないが、上記の場合は、通学路の危険を排除する大きな問題であり、早急な修繕等、管理手当が必要の緊急案件と考えます。</p> <p>天候不順による地滑りや、集中豪雨による土砂崩れが日本中、至る処で発生しておりますので、時間的な猶予は全くありません。</p> <p>毎日、通学している児童・生徒は勿論、通行中の方にも安全・安心の通学路(歩道等)の確保を第一に定期的な点検の実施を是非、対応お願いします。</p> <p>その他、本件に関する補足説明がありましたら、お示しいただきたいと思ひます。</p>	村長

質問事項	質問の要旨	質問相手
<p>2、農地転用に伴う地目変更登記に関する農業委員会の確認の範囲はどこまでか</p>	<p>2、 法務局へ土地の地目変更登記申請に伴う農業委員会の転用許可事件につき、登記が実行されたか否かを確認することは、農業委員会の権限の範囲内か、或いは範囲外か、お伺いします。</p> <p>地目変更登記を伴う農地の転用は、農地法第4条許可の場合、転用に伴う資金調達の必要ない場合、或いは農地法第5条許可の場合による建物表題登記申請と連件の登記申請を除き、単に「資材置場、駐車場」等、登記上、地目が「雑種地」となる場合等において、地目変更の登記申請が忘れられていることもあり、現況は、転用目的に従った土地利用であるが、登記上の地目は「田・畑」のままという地目の不一致が存在します。</p> <p>原則、農業委員会の農地転用許可(転用確認証明もあり)を受けなければ地目変更登記はできませんし、事業計画に従って、その事業の用に供しないときには、原状回復の措置を取るべく命ずる権限のある農業委員会において、転用後の地目変更登記完了を確認する必要性は相当高いものと考えられます。</p> <p>登記上の地目と現況の地目の不一致を未然に防ぐことは、申請者の後々のトラブルを発生させない重要事項です。また、行政機関の執行上、極めて常軌の高い行為として農業委員会の地目変更登記完了の確認が必要と考えます。いかがでしょうか。</p>	<p>課長</p>

質問事項	質問の要旨	質問相手
<p>3、災害等、不測の事態発生 の危機管理の想定や人口減少社会における土地所有者不明(所在不明も)に対応することは必要と思うがいかがか</p>	<p>3、土地の所有者が不明という考えもしない事態が全国的に増加傾向の下で、我が喬木村においても、今後、発生する可能性の高い問題と感じる次第です。</p> <p>所有者が分からない土地は、相続で引き継いだ方が、登録免許税や、固定資産税の負担に直接影響する登記を敬遠している場合や、それらが長期間経過している場合にその因果関係から、税込減はじめ、農地や山林が荒廃する一因にもなるほか、災害などの不測の事態発生 の危機管理面や、公共工事に付随する交渉にも少なからず影響が出る ことが予想され、工事着工が遅れる等、困難極まりない課題となり、土地所有者不明(所在不明も)は、ますます深刻な事態となるばかりか、人口減少社会がさらに拍車をかける等、問題は多岐にわたり複雑化することが考えられます。</p> <p>東日本大震災の災害復旧においても、土地所有者の所在不明により、復旧(復興)工事の遅れが出る等の影響にもあるように学ぶことは多く、予測不能事態を想定した危機管理の対応策を考えなければならないと思います。</p> <p>喬木村では、このような事態の深刻さと危機管理の一環とした対応策が必要と認識しなければならないと考えます。</p> <p>近い将来、高速交通網の時機到来を目前に、公共事業や土地の流動性を鑑み、以上のように考えますが如何ですか。お聞きします。</p>	<p>村長</p>

質問事項	質問の要旨	質問相手
<p>4、喬木村の知名度を高めるハーフマラソン大会のイベントはどうか提案します</p>	<p>4、 喬木村を何と読む(呼ぶ)のか。信州人以外の方には困難のようです。10年後、リニアの時代に向けて今から喬木村を売り込むイベントを次のように提案します。</p> <p>その目的は、喬木村の読み方を知ってもらい、喬木村の認知度を高めることです。</p> <p>喬木村の特産品は、イチゴやリンゴ、くりん豚、ブラウンエッグ等始め、多くの農産品があり、これらを参加賞とすることにより喬木村の農産物の知名度をも高めることです。</p> <p>知名度を高める上に、さらに経済効果は間違いなく大きく発生します。</p> <p>例えば、20km、10km、5kmのコースは、スタートとゴールを運動公園とするコース設定は如何様にも組み立て可能です。これから取り組むと、リニア開通時には「第10回」の記念のイベントも考えられます。</p> <p>健康ブームの上昇に伴い、ジョギングやウォーキングする人が増えています。これ等の人々は、景色の良い所を走りたい、観光名所を眺めながらレースを楽しみたい等、動機は様々のようですが、各地のマラソン大会に参加したいと思っている人ばかりで、一つの社会的な現象となっており、地域のイベントとして取り入れている自治体が増加傾向にあります。</p> <p>そこで、喬木村でも「ハーフマラソン大会」を地域のイベントとして取り組んだらどうかと提案します。</p> <p>是非、検討していただきたいと思いますが、村長はいかがお考えでしょうか。</p> <p>喬木村で是非、やってほしいと云うマラソンマニアの方が期待されております。</p>	<p>村長</p>



喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

喬木村議会議員 福澤真理子

一 般 質 問 通 告

次の通り通告します。

質 問 事 項	質問の要旨	質問相手
福祉医療費について	<p>長年の懸案である子どもの医療費窓口無料化について、やっと国においても2018年8月から実施されることが確実となった。子どもの貧困が社会問題となっている今日、広範な関係者の取り組みの成果が実ったものとする。村においては高校卒業程度までとする提案がされた。子育ての経験の浅い親は子どもの具合が悪い時とても不安が大きいものである。医者にかかるということは、病気を重症化させないということが第一義であるが、親が学び、子育てに自信をつけていくことにつながっていると思う。子どもが成長するに従い、医者にかかる機会は減っていく。お金の心配をせずに安心して受診することができることは大きな前進であり歓迎するものである。しかしながら県の方針では1レセプト500円を受給者負担金は現行通りとされており改善の余地が残されている。村としては500円へ変更予定と聞いていたが、200円の補助を継続する方針が出された。</p> <p>①村の方針を評価し歓迎するものであるが、将来的に子育て支援として、この負担金を廃止し窓口完全無料化とすべきと考えるが、検討の余地はいかがか。</p>	村長
介護保険、総合事業について	<p>国の介護保険制度改定により一部が村の事業として、介護保険から切り離される形になった。村は昨年度から過去に取り組んできた予防事業等を組み込む形で、昨年度から総合事業として取り組みが始まっている。介護認定を受けても、要支援1, 2の認定を受けた人が利用する内容によって総合事業への移行、またサービス利用を希望した時点から、総合事業の利用に振り分けられる形になっている。</p> <p>①一年で評価するのは難しいと思うが、総合事業のその成果と課題はいかがか。</p> <p>②介護認定を受けることは権利であり、要支援認定を受けた人も介護保険相当のサービスを受けられると思うが、対象者の理解と納得の上で対応がなされているか。</p> <p>③村の相談支援の体制は恵まれていると担当の方からお聞きしているが、総合事業を利用している人の状態の把握はどのようにされているか。状態の変化があるとき適切な対応はされているか。</p> <p>④介護保険、介護予防事業等、村の事業を進めるにあたり事業者との懇談の機会を設けられてはいかがか。</p>	村長



喬木村議会議長

殿

喬木村議会議員 佐藤文彦 ㊟

一 般 質 問 通 告

次の通り通告します。

質 問 事 項	質問の要旨	質問相手
1、役場窓口対応について	<p>① 現在の窓口（受付・案内・電話）対応について</p> <p>喬木村庁舎での窓口は住民窓口課の方が対応されているとお聞きしております。</p> <p>それぞれ日々の業務と兼ねての窓口対応と言うことで、負担も多いのではないかと想像しております。</p> <p>そんな中、村民の方々をはじめ、村外の方からも、「役場の窓口が解りづらい」「なかなか対応してくれない」「初めにどこに声を掛ければ良いか分からない」「電話の対応が冷たい」「庁舎内の案内看板が解りにくい」・・・などのお言葉を頂く事が多くあります。</p> <p>現在、喬木村庁舎には受付の看板も無く、また、窓口を担当される職員の方も、受付業務であったり関連業務の為に席を外されたりと、即時対応が出来ない場面もあるようで、来庁される方、特に初めての方や若い世代の方々には解りづらい部分もあるのではないかと感じます。</p> <p>そこで改めて確認の為、お伺いいたします。</p> <p>現在の役場庁舎内での「受付・案内、電話対応」はどのように対応され、また、指導・研修等はされていますか？</p>	村長
	<p>② 今後の窓口（受付・案内・電話）対応は？</p> <p>飯田市では「コンシェルジュ」と言われる受付専門の方を配置されているとお聞きします。</p> <p>また、松川町・豊丘村でも受付担当をおき、全ての来庁者に声を掛け案内をされているようです。</p> <p>行政サービスを考える中、こうした役場窓口でのスムーズな対応は村民の方々の安心と信頼を深めるうえでも、大切な対応ではないかと考えます。</p> <p>併せて、今後の高速交通網の開通に伴い、様々な方が、様々な用件で来庁されることも予想されます。</p> <p>喬木村の魅力発信は、インターネットやメディアからだけでなく、こういった窓口対応や庁舎内の雰囲気からも発信されているのだと感じます。</p> <p>そこでお伺いいたします。</p> <p>「コンシェルジュの設置」とまでは言いませんが、今後の喬木村を取り巻く環境なども考慮され、今まで以上に来庁者一人一人にきめ細かく対応するサービス（パーソナルサービス）ができるよう、窓口対応の充実を計っていただきたいと要望しますが、今後、指導・研修も含め、お考えが有ればお聞かせいただきたい。</p>	村長